

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業経営者は、株主から会社を預っているものであり、株主に対し企業価値(株主価値)を最大化にする責任を負っております。コーポレート・ガバナンスとは、このような経営者の株主に対する責任をいかに果たせるかとの問題と考えております。この企業価値を高めるには、必ずコンプライアンス態勢が構築されていなければならないと、したがって企業経営者はコンプライアンス態勢を構築する責任を株主に対して負っていると理解しております。すなわちコーポレート・ガバナンスを強化するためにはコンプライアンス態勢の構築を経営者が株主に対して負う義務と捉えております。以上の基本的な考え方をふまえ、コーポレート・ガバナンスの重要性につきましては、当社は充分認識しており、特に法令の遵守(コンプライアンス)には意をそそいでおります。また当社は、経営の透明性を高めるべく、株主総会および年4回の決算発表の他、株主利益に重大な影響を与えると判断される重要事実の発生時には、的確かつ迅速な情報開示に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松本 敬三郎	59,000	15.47
松本 政敬	28,800	7.55
穂田 誉輝	19,000	4.98
梅津 武	18,300	4.80
松本 大輝	17,000	4.46
松本 久美子	16,200	4.25
株式会社大分銀行	14,400	3.78
松本 敬孝	11,400	2.99
水元 公仁	11,000	2.88
マツモト社員持株会	9,559	2.51

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	4月
-----	----

業種	その他製品
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
杉本 佳彦	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉本 佳彦			公認会計士の資格を有し、当社と利害関係がなく、独立役員としての公平性・公正性が確保され、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は社外監査役を含め内部監査部門との連携をはかり、実効的な監査業務を遂行しております。
また、監査役監査と会計監査との相互連携のため、監査役会と会計監査人は四半期毎に面談を行い、情報交換や意思疎通を進め、それぞれの監査の実効性を高めております。
内部監査及び内部統制部門として経営管理部が設置されており、部長1名が年間を通じて内部監査の実施と内部統制の設備及び運用状況についてモニタリングをしております。また、経営管理部と監査役会及び会計監査人は、必要に応じて相互の情報、意見等の交換を行うなど、相互連携を強化し、監査の実効性と効率化を高めております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安井 玄治	他の会社の出身者													
原永 茂	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安井 玄治	<input type="checkbox"/>	安井玄治氏が代表取締役会長である株式会社安井組と当社とは、建築工事等の取引がありますが、その金額は重要性に乏しく軽微であります。	他業界の経営者としての見識の広さ、経営者としての豊富な経験を有し、当社と利害関係がなく、独立役員としての公平性・公正性が確保され、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないため。
原永 茂	<input type="checkbox"/>		税理士としての専門性、見識の広さ、公明性を有し、当社と利害関係がなく、独立役員としての公平性・公正性が確保され、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないため。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度やストックオプション制度は、その成果や株価を意識するあまり、経営視野が近視眼的になる恐れなどが危惧されますし、経営計画においての長期的観点や企業の持続性を確保するという考えから現状ではその必要性が強く見られませんので、実施いたしておりません。現在のところ、役員持株制度ならびに従業員持株制度が機能しており、一定の役割を果たしていると認識しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2021年4月期の取締役の人員は5名で、その報酬等の額は85,840千円であります。同じく監査役の人員は3名で、その報酬等の額は8,450千円であります。うち社外監査役は2名で、その報酬等の額は1,300千円であります。上記の報酬等の額には、当期中に役員退職慰労引当金として費用計上した9,690千円を含んでおり、このうち9,040千円が取締役分であり、650千円が監査役分であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額の決定に関しましては、世間基準・業界水準・経営成績及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定することとしております。また、その決定方法は、下記のとおり株主総会で決定された報酬枠の限度額内において、取締役報酬は取締役会の決議に従い、監査役報酬は監査役会の協議により決定しております。さらに毎年株主総会後に行われる取締役会並びに監査役会において確認及び見直しの必要があれば協議することとしております。なお、当事業年度の役員の報酬等の額の決定は、取締役については、2019年7月の取締役会においてなされ、2020年7月の取締役会において確認されており、監査役については、2019年7月の監査役会においてなされ、2020年7月の監査役会において確認されております。

a.取締役の報酬限度額は、1993年7月28日開催の第5回定時株主総会において、月額20,000千円以内と決議しております。なお、当該決議がなされた時点での取締役の員数は6名です。

b.監査役報酬の限度額は、1993年7月28日開催の第5回定時株主総会において、月額2,000千円以内と決議しております。なお、当該決議がなされた時点での監査役の員数は2名です。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、下記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

1、基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定に際しては、世間基準・業界水準・経営成績及び従業員給与とのバランス等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬のみを支払うこととします。

2、基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、世間基準・業界水準・経営成績及び従業員給与とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。また、退職慰労金は、株主総会での承認を条件として、役員退職慰労金規程に基づき決定し、取締役会決議後一定の時期に支払うものとします。

3、基本報酬の額・業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社取締役の報酬は、業績連動報酬、非金銭報酬等の支給はなく、基本報酬のみがその金額を占めるものとします。

4、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長の松本敬三郎氏がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、世間基準・業界水準・経営成績及び従業員給与とのバランス等を総合的に勘案し、各取締役の基本報酬の額を決定するものとします。なお、退職慰労金の個人別の金額は、役員退職慰労金規程に従い、相当額の範囲内において取締役会にて決定するものとします。

代表取締役社長の松本敬三郎氏に権限を委任した理由は、当社の事業環境や経営状況、役員の役割や成果等を熟知し、さらに長年にわたり経営を担っている経験もふまえ、総合的かつ客観的に役員を評価し、役員の報酬額を決定できると判断したためです。

従いまして、当社取締役会としては、上記のプロセスにより決定された当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては経営管理部ないしは総務部が資料提出や作成・検討などサポートする体制を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、経営監視機能の客観性および中立性を確保するとの方針に基づき監査役会は常勤監査役石川正則1名および社外監査役安井玄治・原永茂の2名により構成されております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視・監査を行っております。さらに、社外監査役のうち、原永茂については、税理士の資格を有し、財務・会計に関する高度に専門的な知見を保持しており、この観点からの職務執行に対する監査も厳格に行なわれています。また、執行機関である取締役会は、代表取締役社長である松本敬三郎を議長とし、常務取締役松本大輝、取締役梅津武および社外取締役杉本佳彦の4名で構成され、毎月1回開催する定時取締役会に加え臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決定することとしております。さらに、社外取締役杉本佳彦は公認会計士の資格を有し、財務・会計に関する高度に専門的な知見を保持しており、かかる知見から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に重要な役割を果たしております。通常の内部監査は経営管理部が主として担当しており、その経営管理部には部長1名を配置し、必要に応じ総務部等の管理部門のスタッフがサポートし数名であっております。また、監査役会および会計監査人等とも連絡を密にし相互連携して業務を推進しております。さらに、内部統制部門の業務の状況等に対して行った内部監査の結果等を監査役会ならびに会計監査人にフィードバックいたしております。なお、リスク管理委員会は社長松本敬三郎を委員長として、松本大輝、梅津武、杉本佳彦の取締役全員が参加しております。会社法監査に基づく会計監査人および金融商品取引法に基づく会計監査人には、EY新日本有限責任監査法人を起用しており、同監査法人との間で会社法監査と金融商品取引法監査については監査契約を締結し、それに従い報酬を支払っております。また、顧問弁護士とは、顧問契約に基づき、必要に応じて適宜アドバイスを受けております。税務上の件につきましても、顧問税理士に相談し、事にあたっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営監視機能の客観性、中立性を確保するため、社外監査役による監査を実施しており、企業経営を常に監視しております。また、監査役は常時取締役会に出席し、積極的且つ、中立的、客観的な発言がなされています。さらに現在は社外取締役を1名選任し、経営監視機能および企業統治の一層の強化をはかっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日が特定の日にならないように配慮しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページに投資家情報(IR)のコーナーを設けております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部で担当しております。(IR担当役員・梅津 武)	
その他	専門分野(例えば小型株投資とか)のアナリストやファンドマネージャー等と個別にミーティングを行ったり、連絡したりしてIR活動を展開しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	インターネット事業の中で当社サイトの「ホニナル出版」では、在庫を発生させない1冊からできる自費出版サービスとして(環境に良い出版システムとして)北九州市からエコプレミアムを受賞いたしました。
その他	個人情報保護のため、プライバシーマークを取得いたしております。 <役員への女性の登用について> 当社は、多様な人材が会社の強みと考え、男女問わず活躍の場を与える方針であります。よって、本人の能力次第で適材適所に人員を配置しており、現在のところ女性管理職はおりますし、今後女性の役員が出てくる可能性は充分あります。女性の「リーニ・イン(割り込む。一歩前へ。)」(運動)を真摯に受け止め、推進していくスタンスであります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムとは、下記の企業目的を達成するため企業内に構築(整備・運用)される経営の総合管理の仕組みであることを意味し、(1)事業経営の有効性と効率性を高め(業務の効率確保)(2)企業の財務報告の信頼性を確保し(財務報告の正確性確保)(3)事業経営に係る法令の遵守を促す(企業行動における法令等の遵守=コンプライアンス)ことを目的として企業内部に整備され、企業を構成するすべての者によって運用されるものであるとの基本的な考え方に基づき、整備運用されております。なお、当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりです。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、社長がコンプライアンス責任者となりコンプライアンス行動指針を定めるとともに、取締役および使用人に周知を徹底する。
- 2、取締役および使用人に対し、コンプライアンス教育を継続して定期的実施することにより、コンプライアンス意識を高める。
- 3、使用人は、職場内や業務において法令違反の事実やその恐れを発見した場合、会社に報告する。その報告は総務部を窓口とし、通報者に不利益を及ぼさないようにするとともに、社長まで届くようにする。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程等に基づき取締役会議事録等を書面または電磁的記録により、適切かつ確実に保存・管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1、リスク管理規程を定め危機発生時の未然防止、発生した危機の早期解決および損害の極小化ならびに危機の再発防止をはかる。
- 2、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、これには取締役全員が参加し、事業および業務に係るリスクを把握し管理する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回開催する定時取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決定する。

(5)当該株式会社の業務の適正を確保するための体制

前記「(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」および「(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を適用すること等により、業務の適正を確保する体制を確立する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、現組織においては経営管理部ないしは総務部からその人員を配置することとする。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号において配置された使用人は、監査役会において人事考課を行うこととし、監査役の職務を補助するにあたっては、監査役の指揮命令のみに従うこととする。

(8)取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱を受けないことを確保する体制

- 1、取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が求める事項につき、監査役に報告する。
- 2、監査役が監査に必要な情報を適確かつ迅速に入手できるように社内各部署から資料の提出および情報の提供が速やかにできる体制を整備する。
- 3、当社は、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。

(9)その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1、取締役および使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- 2、監査役は内部監査部門との連携をはかり、実効的な監査業務を遂行する。
- 3、取締役は、監査役が監査の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携をはかることのできる環境を整備する。
- 4、当社は、監査役が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考えは、1.組織全体として対応する。2.反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を守る。3.反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係を構築する。4.社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切関係をもたない。また、反社会的な勢力による不当要求は拒絶する。5.反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。6.反社会的勢力による不当請求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。7.反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。の以上であります。

また、その整備状況としては、

(1)代表取締役社長は、上記の基本的な考え方を基本方針として社内外に宣言し、その宣言を実現するため社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等一連の取組を行い、その結果を取締役に報告する。

(2)反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を総務部とする。総務部は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行う。「暴力団等との対応要領10カ条」「暴力団等対応15カ条」のポスターを社内に掲示するなどして、反社会的勢力排除に対する社内の意識を高める。

(3)反社会的勢力とは、一切の関係をもたない。そのため、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

(4)反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行なう場合の被害を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するとともに、可能な範囲内で自社株の取引状況を確認する。

(5)取引先の審査や株主の属性判断等を行うことにより、反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築する。同データベースは、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用して逐次更新する。

(6)外部専門機関の連絡先や担当者を確認し、平素から担当者同士で意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築する。暴力追放運動推進センタ

一、企業防衛対策協議会、各種の暴力団排除協議会等が行う地域や職域の暴力団排除活動に参加する。総務部は企業防衛対策協議会のメンバーとして月に1回これを行っている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ、特に記載すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1) 適時開示の基盤となる企業姿勢

当社は、ディスクロージャーポリシーを定め、株主・投資家の皆様に対し、「公平性」「公正性」「適時性」を重視して情報開示を行うこととしております。

2) 適時開示に関する社内体制

証券取引所の定める適時開示規則に規定する決定事実または発生事実(以下「内部情報」という)を認知したときは次の手続により開示を行っております。

1. 当社社員が内部情報もしくは内部情報に該当する可能性のある情報を知ったときは、情報管理担当者(当社の各部署の所属長)に報告。
 2. 当社役員または情報管理担当者が、内部情報または内部情報に該当する可能性のある情報を知ったときは、情報管理責任者(総務担当役員)に報告。
 3. 情報管理責任者は、報告を受けた情報が内部情報に該当するか否かを判定。
 4. 内部情報に該当する場合、できる限り速やかに公表。
 5. 上記1～4の各段階において、監査役会および経営管理部が適宜モニタリングを行い適時開示体制が有効に整備・運用されているかまた業務が適法に実施されているかどうか等について監査を行うとともに、欠陥が発見された際には改善提案等を実施。
- 以上のシステムに関して、内部者取引防止規程を制定し、当社の全役員・社員に周知させております。また、同規程において、当社の役員、一定以上の資格を有する社員及び業務上内部情報を知得し得る立場にある社員が、当社の株式を売買する場合には、事前に当社の定める書式により情報管理責任者へ届出ることになっております。

3) 決算情報開示に関する社内体制

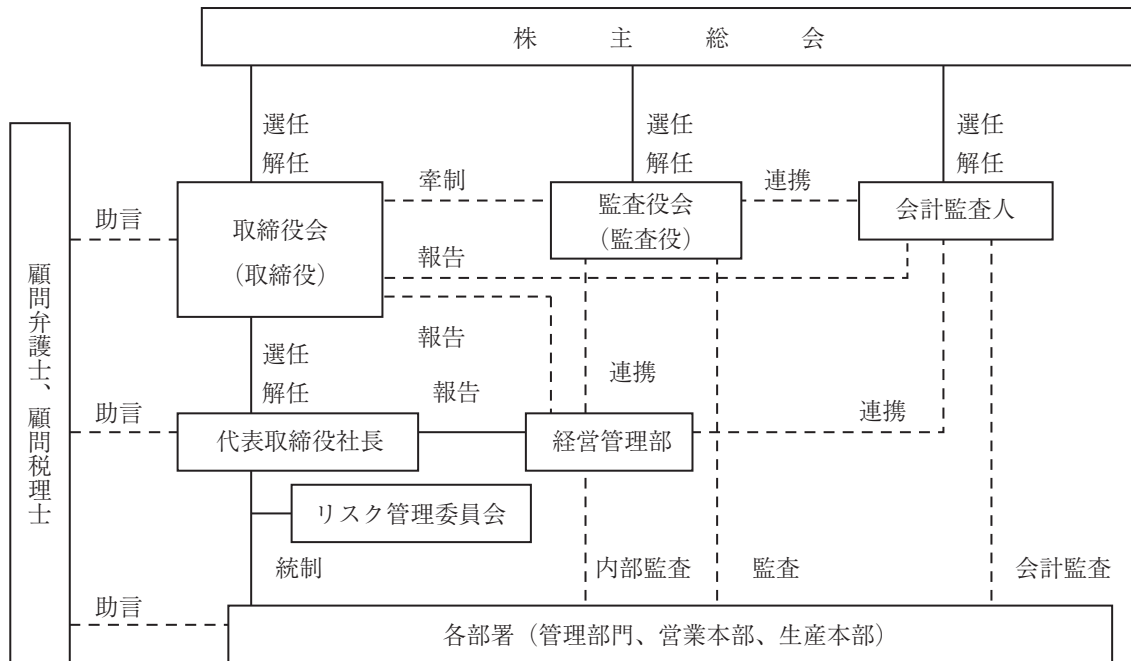
決算情報については、次の手続により開示を行っております。

1. 決算情報を各担当部門から総務部が収集
2. 総務部が原案を作成
3. 担当役員が内容を確認
4. 経営トップが内容を確認(取締役会決議を要する場合は当該決議を含む)の上、公表

4) 情報開示を理解するための活動

当社は、適時かつ適切な情報開示を行い、内部者取引を防止するために適宜研修を実施し、周知に努めております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】

